

告示

埼玉県告示第八百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーヌ北本店

埼玉県北本市中丸七丁目百二十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

朝の通学、通勤時間帯にかかるため、進入経路、利用台数等の調査を行い、実態に合わせて駐車場誘導員の配置、駐車場の利用制限等に配慮すること。

二 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年八月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター